

特別管理産業廃棄物処分業許可証

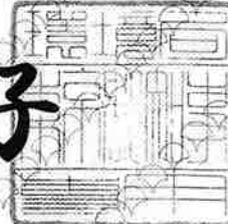
住所 東京都大田区京浜島二丁目2番4号

氏名 中央鍍金工業協同組合
代表理事 武井 幸美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年10月24日

許可の有効年月日 令和 8年10月23日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

中和・無害化： 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
特定有害産業廃棄物
ア. 金属等を含む特定有害産業廃棄物（裏面別表のとおり）
中和： 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目2番4号

施設種類	特別管理産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
中和・無害化	廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）		3.50 (m ³ /日)	昭和52年8月1日	産施第90286号	平成28年10月24日
	廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）					
	特定有害産業廃棄物 ア. 金属等を含む特定有害産業廃棄物					
中和	廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）		3.0 (m ³ /日)	昭和52年8月1日		
	廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）					

3 許可の条件

- 作業時間は、原則として8時から18時までとすること。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成28年10月24日 新規許可
令和 3年10月24日 更新許可 第1回

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

第13-70-190259号

別表 特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質	1 アルキル水銀化合物	2 水銀又はその化合物	3 カドミウム又はその化合物	4 鉛又はその化合物	5 有機燐化合物	6 六価クロム化合物	7 砒素又はその化合物	8 シアン化合物	9 PCB	10 トリクロロエチレン	11 テトラクロロエチレン	12 ジクロロメタン	13 四塩化炭素	14 一・二・ジクロロエタン	15 一・一・二・ジクロロエチレン	16 シス・トランス・二・ジクロロエチレン	17 一・一・一・トリクロロエタン	18 一・一・一・二・トリクロロエタン	19 一・一・二・ジクロロプロペン	20 チウラム	21 シマジン	22 チオベンカルブ	23 ベンゼン	24 セレン又はその化合物	25 一・四・ジオキサン	26 ダイオキシシリン類
燃え殻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃酸	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
廃アルカリ	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
鉱さい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定下水汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)